

宮医発第 2383 号
令和 5 年 3 月 20 日

郡 市 医 師 会 長 殿

公益社団法人 宮 城 県 医 師 会
会 長 佐 藤 和 宏
(公 印 省 略)

医療保険関係通知文の送付について

本会活動の推進には、日頃より格段のご指導ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、医療保険関係について、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、
下記の通知文をご送付申し上げます。
つきましては、貴会におかれましても本件についてご承知おきいただきますとともに、
貴会会員への周知等、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- (1) 令和 5 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて
(日医発第 2288 号 保険 令和 5 年 3 月 9 日付)
- (2) 出産費用等の分かりやすい公表について
(日医発第 2289 号 保険 令和 5 年 3 月 9 日付)

担当：総務部総務課 TEL 022-227-1591 FAX 022-266-1480 E-mail : mma@miyagi.med.or.jp
--

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 5 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

令和 4 年度診療報酬改定において、データに基づく適切な評価を推進する観点から、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、疾患別リハビリテーション料等において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価として「外来データ提出加算」を新設しております。

当該加算の開始は、令和 5 年 10 月からとなりますが、届出までに試行データの作成の必要があり、かつ、当該加算を算定するまでにレセプトコンピューター等の改修を伴うことから、事前にデータ作成の技術的な部分についての「調査実施説明資料」が作成され、厚生労働省のホームページに掲載されましたのでご連絡いたします。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和 4 年度 診療報酬改定に関する情報【その他】欄」に掲載を予定しております。

記

<実施説明資料 掲載先>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001068323.pdf>

<厚生労働省ホームページ掲載先>

※今後、調査説明資料の見直し等により上記掲載 URL は変更となる予定です。

下記の厚生労働省のホームページの下段（「その他、関連情報」欄）にリンク先がありますので、最新情報はそちらをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

【添付資料】

令和 5 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

(令 5.3.7 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和5年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

外来医療等におけるデータ提出に係る評価として令和4年度診療報酬改定で新設された、区分番号「B001-3」生活習慣病管理料注4、区分番号「C002」在宅時医学総合管理料の注13、区分番号「C002-2」施設入居時等医学総合管理料の注7、区分番号「C003」在宅がん医療総合診療料の注7、区分番号「H000」心大血管疾患リハビリテーション料の注5、区分番号「H001」脳血管疾患等リハビリテーション料の注7、区分番号「H001-2」廃用症候群リハビリテーション料の注7、区分番号「H002」運動器リハビリテーション料の注7及び区分番号「H003」呼吸器リハビリテーション料の注5に規定するデータ提出加算等については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」にその手続きの取扱いについて、お示しているところです。

当該データの作成に当たっては、レセプトコンピューター等の改修を伴うことから、外来データ等の提出に係る「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査実施説明資料（令和5年3月6日時点版）」を作成し下記のとおり掲載しましたので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本資料に記載している内容及び方法については、今後変更となる可能性がありますのでご注意ください。

記

掲載先【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療
> 医療保険 > 令和4年度診療報酬改定について

その他、関連情報

2023年（令和5年度）外来医療、在宅医療、

リハビリテーション医療の影響評価に係る調査実施説明資料【3, 257KB】

外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設

- ▶ 外来医療、在宅医療及びリハビリテーション医療について、データに基づく適切な評価を推進する観点から、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、疾患別リハビリテーション料等において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価を新設する。

生活習慣病管理料

(新) 外来データ提出加算 **50点 (月1回)**

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における**診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合**は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。

[施設基準]

- 外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出**するために必要な体制が整備されていること。
- データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料

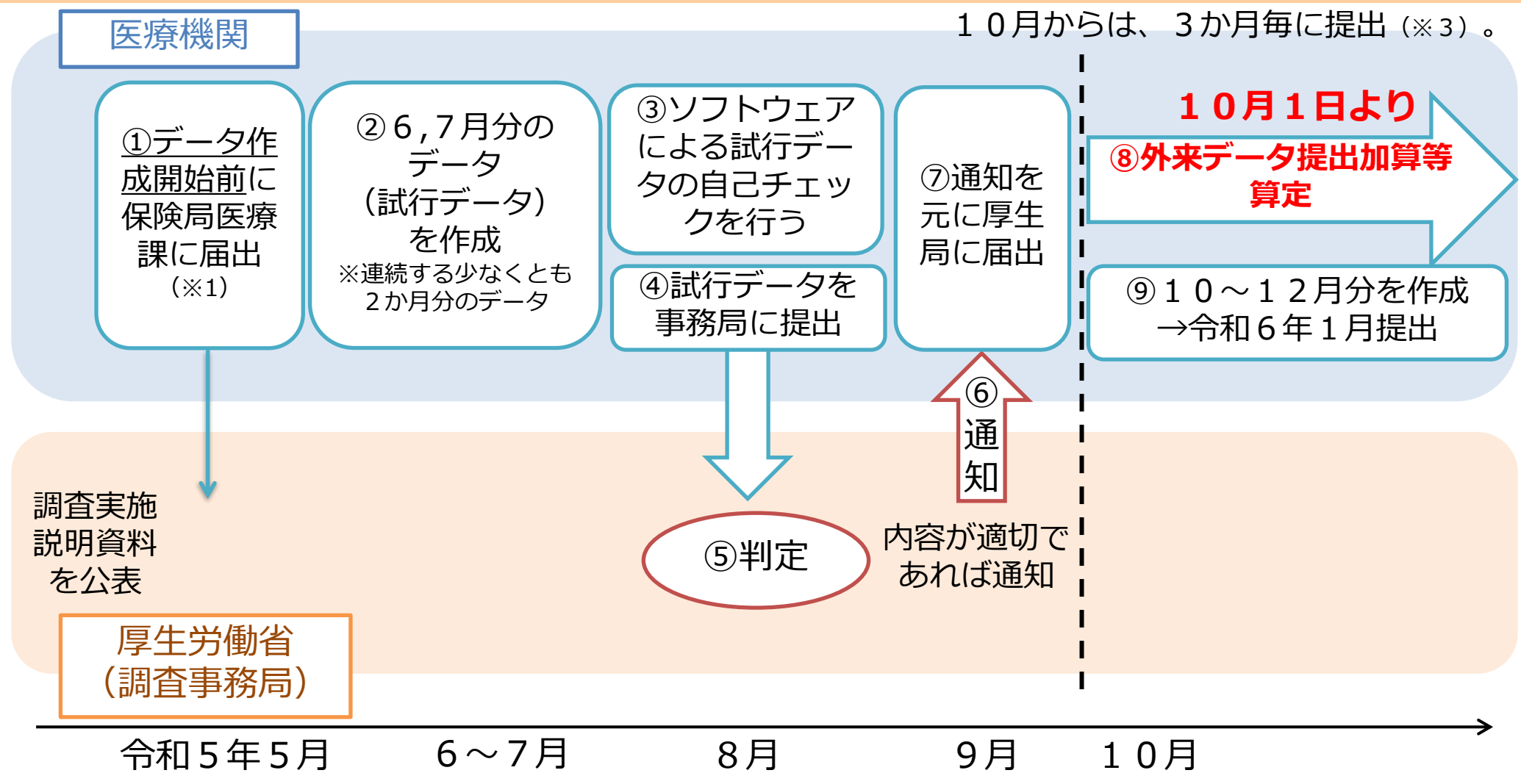
(新) 在宅データ提出加算 **50点 (月1回)**

疾患別リハビリテーション料

(新) リハビリテーションデータ提出加算 **50点 (月1回)**

※ 在宅データ提出加算とリハビリテーションデータ提出加算の算定要件・施設基準は外来データ提出加算と同様。

外来医療等のデータ提出を始める医療機関のスケジュール（イメージ）



※1 5/20までに厚生局を経由して届出（施設の状況により若干時期が異なる）

※2 自己チェック用のソフトは厚生労働省が追って作成・配付。医療機関側で提出前にチェックを実施（必須）。

※3 提出データについては、より詳細な点検を厚生労働省（調査事務局）にて実施し、データの追加提出を求める場合がある。

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公 印 省 略)

出産費用等の分かりやすい公表について

出産育児一時金等は、健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一分娩当たり原則 42 万円（産科医療補償制度対象外の分娩の場合は 40.8 万円）が支給されているところであります。

先般、出産育児一時金等の支給額について、全世代型社会保障構築会議の議論や「経済財政運営と改革の基本方針 2022」から、社会保障審議会医療保険部会では「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）をとりまとめ、「出産育児一時金の額は、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべき」とし、これを踏まえて、健康保険法施行令等により、令和 5 年 4 月からの支給額は、50 万円（産科医療補償制度対象外分娩の場合は 48.8 万円）に引上げられる旨、ご連絡申し上げたところであります。

支給額の引上げに当たっては、妊婦の方々が、あらかじめ費用やサービスを踏まえて適切に医療機関等を選択できる環境を整備する観点から、令和 6 年 4 月を目途に出産費用の見える化を実施することが予定されております。

出産費用の見える化の開始に先立って、自院のホームページ等において分娩に要する費用やサービスごとの料金を明示するなど、分かりやすい公表に努めていただきたく、お願い申し上げます。

また、産科医療機関におきまして、分娩料金の改定を実施する場合は、相当の周知期間を設けるとともに、料金改定の内容、改定の時期（改定後の料金の対象となる方）及び改定の理由等について、自院のホームページや院内掲示、リーフレット等の配布など、当該産科医療機関を利用される妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行っていただくよう、あわせてお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

出産費用等の分かりやすい公表について（依頼）

（令 5.3.7 保保発 0307 第 1 号 厚生労働省保険局保険課長）

保保発 0307 第 1 号
令和 5 年 3 月 7 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

出産費用等の分かりやすい公表について (依頼)

平素より厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年の出生数の減少など、少子化が急速に進む中、出産に係る経済的負担の軽減を図る観点から、公的医療保険制度における出産育児一時金について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 23 号）等により、令和 5 年 4 月から支給額が 50 万円（産科医療補償制度の対象分娩でない場合は、48.8 万円）に引き上げられるとともに、あわせて、出産費用の見える化に取り組んでいくこととなりました。

こうした中で、昨今、産科医療機関等における分娩料金の改定について、報道等により様々な指摘がなされています。つきましては、各産科医療機関等において、分娩料金の改定を行う場合は、相当の周知期間を設けて、料金改定の内容や改定の時期（改定後の料金の対象となる方）、改定の理由等について、自院のホームページ又は院内の見やすい場所（受付窓口、待合室等）での案内や、リーフレット等の配布等により、適切に周知を行っていただきますようお願いいたします。その際、初診患者だけでなく、すでに予約をしている妊婦の方等も含め、当該産科医療機関等を利用する妊婦の方等に対して、丁寧な説明を行うようご留意の程お願いいたします。

また、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 4 年 12 月 15 日）に基づき、妊婦の方々が、あらかじめ費用やサービスを踏まえて適切に医療機関等を選択できる環境を整備する観点から、今後新たに設ける「見える化」のためのホームページにおいて、令和 6 年 4 月を目途に出産費用の見える化を実施する予定としています。ついては、妊婦の方々が安心して出産できる環境を早期に整備していく観点から、出産費用の見える化の開始に先立って、自院のホームページ等において分娩に要する費用やサービスごとの料金を明示するなど、分かりやすい公表に努めていただくよう、あわせてお願い致します。

貴団体におかれましては、上記の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に対し周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。